

京都市選挙管理委員会告示第21号

平成17年9月11日執行予定の京都市議会議員上京区選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日は次のとおりです。

平成17年8月23日

京都市選挙管理委員会  
委員長 中野 竜三

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成17年9月1日  
ただし、年齢については、平成17年9月11日
- 2 登録を行う日  
平成17年9月1日
- 3 縦覧に供する日  
平成17年9月2日

(選挙管理委員会事務局選挙課)